

令和 7 年 5 月 16 日

保護者様

尼崎市立尼崎双星高等学校
校 長 開 田 守

定期考査を病気欠席した場合の対応について

初夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本校では、定期考査中に学校感染症や体調不良によって欠席した場合、所定の手続きを行えば、追考査や見込点の対象となります。その方法についてお知らせいたしますので、一度目を通していただき、下記の 1～5 の通りにお手続きいただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 欠席連絡 考査当日の朝 8 時 30 分までに保護者の方から学校（06-6491-7000）にご連絡下さい。
- 2 医療機関 学校への連絡後、当日中に医療機関を受診して下さい。
（当日受診ができない事情がある場合は当日中に必ず担任に電話でお伝え下さい）
- 3 受診証明 受診証明として、次の①～③のいずれかの書類が必要です。
①医療機関名の入った領収証（コピー可）
②医療機関名の入った処方箋や薬袋（コピー可）
③診断書（原本） ※ただし診断書は費用がかかるため①・②があれば不要
※①～③は医療機関名が入っていないものは対象外となります
- 4 必要書類 医療機関受診後、「学校感染症」の診断が出た場合は、「④学校感染症による欠席届」と「⑤考査欠席届」の 2 種類の書類を、担任にご提出下さい。
医療機関受診後、「学校感染症」以外の診断が出た場合は、「⑤考査欠席届」の書類を担任にご提出下さい。
※④・⑤の書類には受診証明の添付が必須のため、①～③を添付してご提出下さい
- 5 提出時期 上記の④・⑤の書類は、登校できるようになったら、速やかにご提出下さい。
もし、成績の教科会議の前日までに書類の提出がなければ、追考査や見込点の権利が失われたり、無効になったりする場合があるため、復帰後、速やかにご提出下さい。
（④学校感染症による欠席届には 1 週間以内という記載がありますが、考査期間中は成績処理の関係から、速やかにご提出下さい）

以 上